

広島県告示第三百三十九号

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号）第十六条第六号の規定により、知事が定める医薬品を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

介護老人保健施設に係る知事が定める医薬品は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第六に定める医薬品とする。